

## 等々力緑地再編整備事業庁内検討会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 等々力緑地再編整備事業（以下「本事業」という。）に関する総合的な検討及び庁内調整を図るため、等々力緑地再編整備事業庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 庁内検討会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 本事業の推進に関する庁内調整に関すること。
- (2) 課題への対応策検討に関すること。
- (3) その他必要な事項

### (庁内検討会議)

第3条 庁内検討会議は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 庁内検討会議には座長を置く。
- 3 座長は、市長をもって充てる。
- 4 副座長は、副市長をもって充てる。

### (会議)

第4条 庁内検討会議は、座長が招集する。

### (幹事会)

第5条 庁内検討会議には、下部組織として幹事会を置く。

- 2 幹事会は、庁内検討会議の指示等により、事業の進捗状況等の把握、総合的な協議・調整等を行い、その内容を庁内検討会議に報告する。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 4 幹事会は、議長を置く。
- 5 議長は、建設緑政局富士見・等々力再編整備室長をもって充てる。
- 6 幹事会は、議長が招集する。

### (関係者の出席)

第6条 庁内検討会議及び幹事会に際し、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第7条 庁内検討会議の事務局は、建設緑政局富士見・等々力再編整備室とする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会議の運営等について必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月3日から施行する。

別表1 (第3条関係)

座 長	市長
副 座 長	副市長
委 員	総務企画局長 財政局長 市民文化局長 まちづくり局長 建設緑政局長

別表2 (第5条関係)

議 長	建設緑政局富士見・等々力再編整備室長
委 員	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長 (企画調整) 総務企画局公共施設総合調整室担当課長 (施設・土地調整) 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長 (民間活用) 財政局財政部財政課長 市民文化局市民生活部企画課長 市民文化局市民スポーツ室担当課長 まちづくり局総務部企画課長 建設緑政局総務部企画課長